

熊本県教育委員会行政文書管理規程の改正について

1 報告の経緯

熊本県教育委員会行政文書管理規程（以下、「規程」という。）については、県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、再編・統合並びに新設される高等学校の文書記号を整備し、再編・統合対象校については、附則に経過措置を規定する必要が生じたが、今回の改正は、行政文書の管理方法の変更ではなく、管理制度上の形式的な変更のみであることから、今回委員会に事後報告するもの。

（平成26年7月18日付けで規程改正。）

2 平成26年7月18日付け規程改正の内容

- (1) 熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成24年3月31日教育委員会訓令第4号）別表第1 「記号（第15号条関係）の3 県立学校」に再編・統合対象の「熊本県立荒尾高等学校 荒高」、「熊本県立南関高等学校 南高」、「熊本県立牛深高等学校 牛高」、「熊本県立河浦高等学校 河高」、「熊本県立苓明高等学校 苓明高」、「熊本県立苓洋高等学校 苓高」の項を削り、新設高校の「熊本県立岱志高等学校 岱高」、「熊本県立牛深高等学校 牛深高」、に「熊本県立天草拓心高等学校 天拓高」の項を加えた。
- (2) 再編・統合対象校の6校については、平成29年3月31日までの間は存続するものとする旨、本規程も附則に経過措置（熊本県立学校の公文書の記号の特例）を設けた。

※規程第15条第1項第3号及び第4号の規定に基づき、指令、通達文及び往復文には記号を付す必要がある。

《規程第15条第1項第3号及び第4号》

（公文書の記号及び番号）

第15条 次の各号に掲げる公文書には、当該各号に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。ただし、公告、往復文等で記号及び番号を付けることが適当でないものについては、この限りでない。

（略）

- (3) 指令 教育委員会名を冠し、別表第1に掲げる記号（以下「記号」という。）を付し、教育政策課、各地方機関又は各県立学校備付けの指令番号簿（別記第3号様式）により番号を付ける。
- (4) 通達文及び往復文 記号を付し、文書管理システム等に登録することにより番号を付ける。ただし、文書管理システム等を利用できないことその他の理由により文書管理システム等により難しい場合には、受付発送簿（別記第4号様式）により番号を付ける。

3 改正後の別表第1

資料10-2 「熊本県教育委員会行政文書管理規程」 別表第1のとおり